

伊勢原市個人市民税及び県民税の減免諾否の決定の取扱いに関する事
務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人の市民税及び県民税の減免の諾否の決定の取扱いに関する事務の処理について、伊勢原市税条例（昭和30年伊勢原市条例第46号。以下「条例」という。）及び伊勢原市税条例施行規則（平成15年伊勢原市規則第10号。「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象とする個人の市民税及び県民税の額)

第2条 条例第47条第2項の規定による減免の申請があった場合において同条第1項の規定により減免する個人の市民税及び県民税の額は、条例第38条に規定する普通徴収の方法によって徴収し、及び納付するものにあつては当該申請があった日以後の納期に係る納付額とし、条例第43条の2に規定する給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該申請があった日の属する月以後に支払を受ける給与からの特別徴収税額とし、条例第43条の10に規定する公的年金等に係る所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるものにあつては当該申請があった日以後に支払を受ける公的年金等からの特別徴収税額とする。ただし、申請の日前に納付し、又は納入された個人の市民税額及び県民税の額については、減免の対象としない。

(減免の諾否の決定に係る要件調査)

第3条 市長は、条例第47条第2項の規定による減免の申請があったときは、個人市民税・県民税減免要件調査書（第1号様式）及び次条に掲げる減免を受けようとする事由を証明する書類により、当該申請の理由その他減免の諾否の決定に係る要件に必要な事項を調査し、その者に対する減免の諾否を決定しなければならない。

2 市長は、条例第47条第2項の規定による減免の申請が同条第1項第1号に規定する理由によるものであるときは、前項に規定する調査のほか、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護の実施機関に対し、減免の諾否の決定に必要と認める範囲においてその者に対する保護の決定に関する資料の提供を求めるものとする。

3 市長は、条例第47条第2項の規定による減免の申請が同条第1項第3号に規定する理由によるものであるときは、第1項に規定する調査のほか、失業等による減免割合等判定調書（第2号様式）により規則第4条第1項第3号に規定する減免の割合を算定し、減免の諾否を決定するものとする。

（条例第47条第1項第3号に規定するこれに準ずると認められる者）

第4条 条例第47条第1項第3号に規定するこれに準ずると認められる者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 失業又は廃業以外の事由により、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少した者で次のいずれかに該当するもの

ア 賦課期日後に納税義務者が死亡し、相続人において納税義務の承継が著しく困難であると認められる者

イ 学生又は生徒となったことにより、当該年の見積収入・所得が皆無あるいは激減し、納税が著しく困難であると認められる者

(2) やむを得ない多額の支出を行った者で、本人、生計を一にする配偶者及び扶養親族に係る医療費（国民健康保険、社会保険等から補填される金額を差し引いた残額とする。）の支出額の増加（当該年の見積収入・所得に対する医療費支出額の割合が5割以上の場合）により納税が著しく困難であると認められるもの

(3) 所有する資産について損害を受けた者（災害によるものを除く。）

（減免を受けようとする事由を証明する書類）

第5条 条例第47条第2項の規定により規則第4条第2項に規定する申請書に添付し、又は提示すべき減免を受けようとする事由を証明する書類は、次のとおりとする。

(1) 生活保護受給証明書

(2) 雇用保険受給資格者証その他の失業等の事実を証する書類

(3) 給与、賞与等の明細書、公的年金等の振込通知書その他の収入金額を証する書類

(4) 預貯金の通帳、生命保険契約証書、固定資産明細書その他の保有する資産の状況を証する書類

(5) 学生証又は在学証明書

- (6) 罹災証明書又は損害額を証する書類
 - (7) 医師の診断書その他の疾病等の状況を証する書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (様式)

第6条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和6年3月22日告示第40号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	関係条文	様式番号
個人市民税・県民税減免要件調査書	第3条	第1号様式
失業等による減免割合等判定調査書	第3条	第2号様式

第1号様式（第3条関係）

個人市民税・県民税減免要件調査書

相談日 年 月 日

応談者氏名

応談者氏名

確認表

（案件毎の について、(1)から(10)までの順番で事情聴取すること。）

項目	生活保護	学 生	退 職 等	災 害
(1) 本人の状況				
(2) 生活保護適用状況				
(3) 在学状況				
(4) 職歴等				
(5) 収入状況				
(6) 支出状況				
(7) 災害状況				
(8) 資産状況				
(9) 家族状況				
(10) 疾病状況				

1 本人の状況

氏 名		生年月日	年 月 日
現 住 所			
住所（賦課期日現在）	伊勢原市		
電 話 番 号	自 宅 ()	携 帯	- -
	勤 務 先 ()		
年 税 額	所得割額	円	
(年度)	均等割額	円	合計 円

2 生活保護適用状況

生活保護開始年月日	年 月 日 開始
適用扶助の種類	生活 医療 教育 住宅 ()
適用確認書類	受給者証の写し 開始通知 その他 ()

3 在学状況

在学する学校名称等	所在地 名 称	(学年)
前年中の合計所得金額が65万円以下で、うち事業・給与・退職・雑所得以外の合計が10万円以下か	前年中合計所得金額 (円)	該当 非該当 (聴取終了)
在学していることの確認書類	学生証の写し	在学証明書

4 職歴等（原則として前年1月からの状況を記入すること。）

在職期間	勤務先名称	退職理由
年 月 日 ~ 年 月 日		自己都合
年 月 日 ~ 年 月 日		会社都合
年 月 日 ~ 年 月 日		自己都合
年 月 日 ~ 年 月 日		会社都合
年 月 日 ~ 年 月 日		自己都合
年 月 日 ~ 年 月 日		会社都合
前年中の合計所得金額	円	
	400万円以下 400万円超	

退職を理由とする 簡易判定欄	上記退職理由が会社都合によるもので、前年中の合計所得金額が 400万円以下は次へ・それ以外は非該当（聴取終了）
-------------------	--

5 収入状況（原則として減免申請日の属する年の分とする。）

(1) 給与

1 月	円	5 月	円	9 月	円	
2 月	円	6 月	円	10月	円	
3 月	円	7 月	円	11月	円	
4 月	円	8 月	円	12月	円	
					計	円

(2) 賞与

月	円	月	円	計	円
---	---	---	---	---	---

(3) 退職金 年 月 日 受取 受取額 円

(4) その他収入（雇用保険、生命保険など）

種類	支払者名	受領日	受領金額	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
			計	円

(5) 収入合計

(+ + +) 合計	円
--------------	---

6 支出状況（申請日の属する年の1月から申請直前までの平均額）

生活費	月 額	円
その他支出（ 費）	月 額	円
その他支出（ 費）	月 額	円
その他支出（ 費）	月 額	円
その他支出（ 費）	月 額	円
その他支出（ 費）	月 額	円
借入金返済金	月 額	円
年間支出金額計		円

7 災害の状況（本人又は扶養親族の所有する家屋等に限る。）

(1) 種 類	地震 風水害 火災 その他
(2) 状 況	発生日時 年 月 日 午前・午後 時頃
	具体的状況

(3) 損害程度	全壊・流失・全焼等又は半焼等で復旧不能 家屋の主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修復が必要 屋根・内壁・外壁・建具等に損傷を受け、居住目的を著しく損じた 下壁・畳等に損傷を受け、居住等に支障を生じ修理等が必要 その他（ ）
(4) 添付書類	罹災証明書 現状写真 その他（ ）
(5) 納税者の死亡年月日	年 月 日死亡 住基確認
(6) 納税者の生死不明の状況	
不明日時	年 月 日 頃から不明
確認相手方	住 所
	氏 名（職名）
確認・聴取年月日	年 月 日 確認・聴取
(7) 納税者の前年中の合計所得金額	円

8 資産状況（参考）

(1) 固定資産	土 地	所在地（ ）
	家 屋	所在地（ ）
	償 却 資 産	種類等（ ）
(2) 預貯金の額		円
うち生活費に充当可能な額		円（判定上使用）
(3) その他の資産		

9 家族の状況（参考）

氏名	続柄	年齢	勤務先等	収入
		歳		円
		歳		円
		歳		円
		歳		円
		歳		円

10 疾病状況

(1) 発病から現在までの経過

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

(2) 今後の見通し

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

(3) 現在の治療費（医療費の領収書等の写しを添付）

円（月額平均）
<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

第2号様式（第3条関係）

失業等による減免割合等判定調書

1 規則第4条第1項第3号に規定する減免要件の判定

前年中の所得金額が400万円超の場合

減免対象外につき、収納課においての納税相談対象とする。

前年中の合計所得金額が400万円以下の場合

個人市民税・県民税減免要件調査書（第1号様式）の5(1)から(4)までの収入状況に基づき、見込所得金額を算定する。

見込所得金額の算定

区 分	収入金額	所得金額
給与収入（ + ）	円	ア 円
公的年金収入	円	イ 円
その他所得（ + ）	円	ウ 円
見込所得金額合計		エ 円
前年中の合計所得金額		オ 円

（注）譲渡所得については特別控除前で算定する。

規則第4条第1項第3号の申請事由に対する適合判断基準

$\frac{(\text{オ 円} - \text{エ 円}) \times 100}{\text{オ 円}} = \text{ \%}$	前 年 比	30%以上
		50%以上
		70%以上

		30%未満

減免適用割合 全部 8/10 6/10 4/10 2/10 非該当

（当該年に前年の70%超の所得金額が見込まれるときは非該当とする。）

2 判定結果

減免要件に	<p style="text-align: center;"> { 該 当 一 部 該 当 非 該 当 } </p>	一部の割合の割合	% 減免
理 由			